

3-2. 田川沿い街区の形状と接道条件

宇都宮市の都心部内にある田川沿いの街区を調査し、街区の形状と接道条件を併せて検討することで、川沿いの街区の特徴を整理した(図7)。ここでは大きく6つのタイプに分けられ、幹線街路に面せず、四角形以上の街区形状をしたタイプが多くみられた。(表8)

また通常の街区ではみられないような河川沿い特有の三角形や細長い形状をもつ街区がみられた。これは有機的な曲線を描く河川の上に、人工的に引かれた直線的な道路網が重なることで出来たものと考えられる。

この中で、街区Aは河川に大部分が接する三角の街区形状で、幹線街路に面するタイプであり、街区Bは川に大部分が接する帯状の街区形状で、街区内の敷地がすべて2面接道しているタイプであった。

(ここでの幹線街路とは片側3車線以上の道路をさす。)

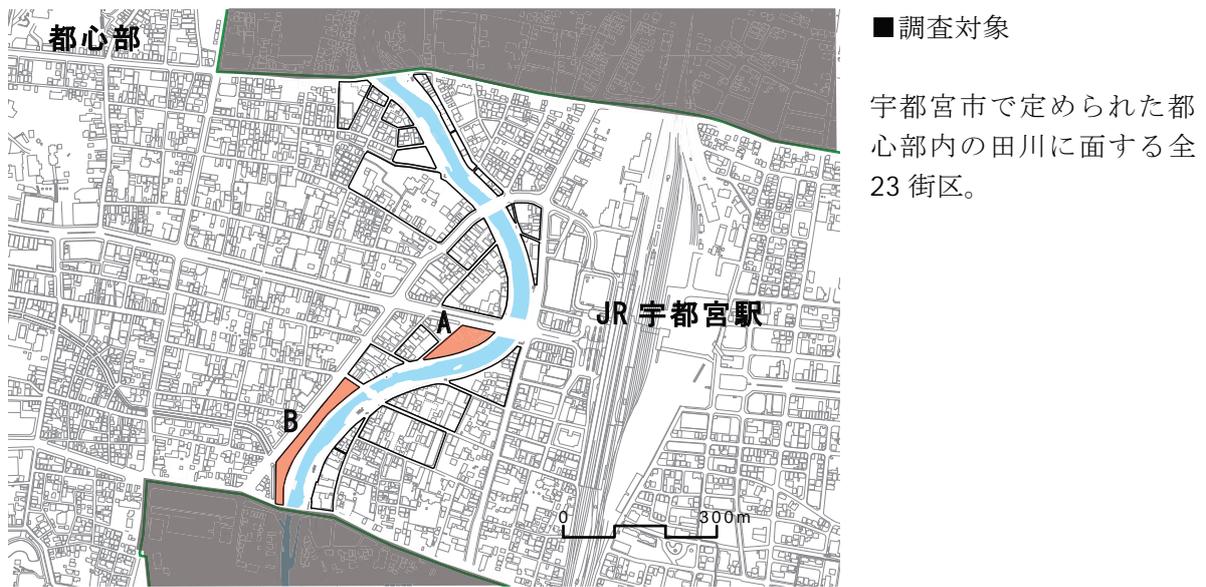
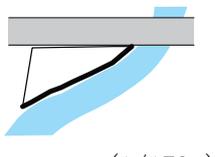
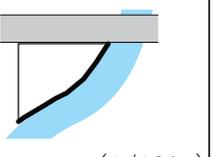
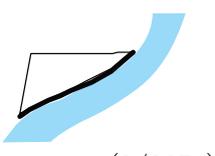


図7 都心部内の調査範囲

表8 川沿い街区の特徴

(街区数/川に面する長さの合計)

| 街区形状 \ 接道条件 | 三角形 | | 四角形以上 | |
|------------------|---|---|---|---|
| | 細長比 3以上  | 細長比 3未満  | 細長比 3以上  | 細長比 3未満  |
| 幹線街路 (都市軸) に面する |  (1/179m) |  (1/180m) | / | |
| 幹線街路 (都市軸) に面さない |  (3/267m) |  (1/180m) | | |

4 タガワ・リバーサイド・アーキテクチャーのシステム

4-1. 河川軸の動線計画

田川を現在の軸や主要動線と重ね合わせることで、街のネットワークの強化を図る。(図9)

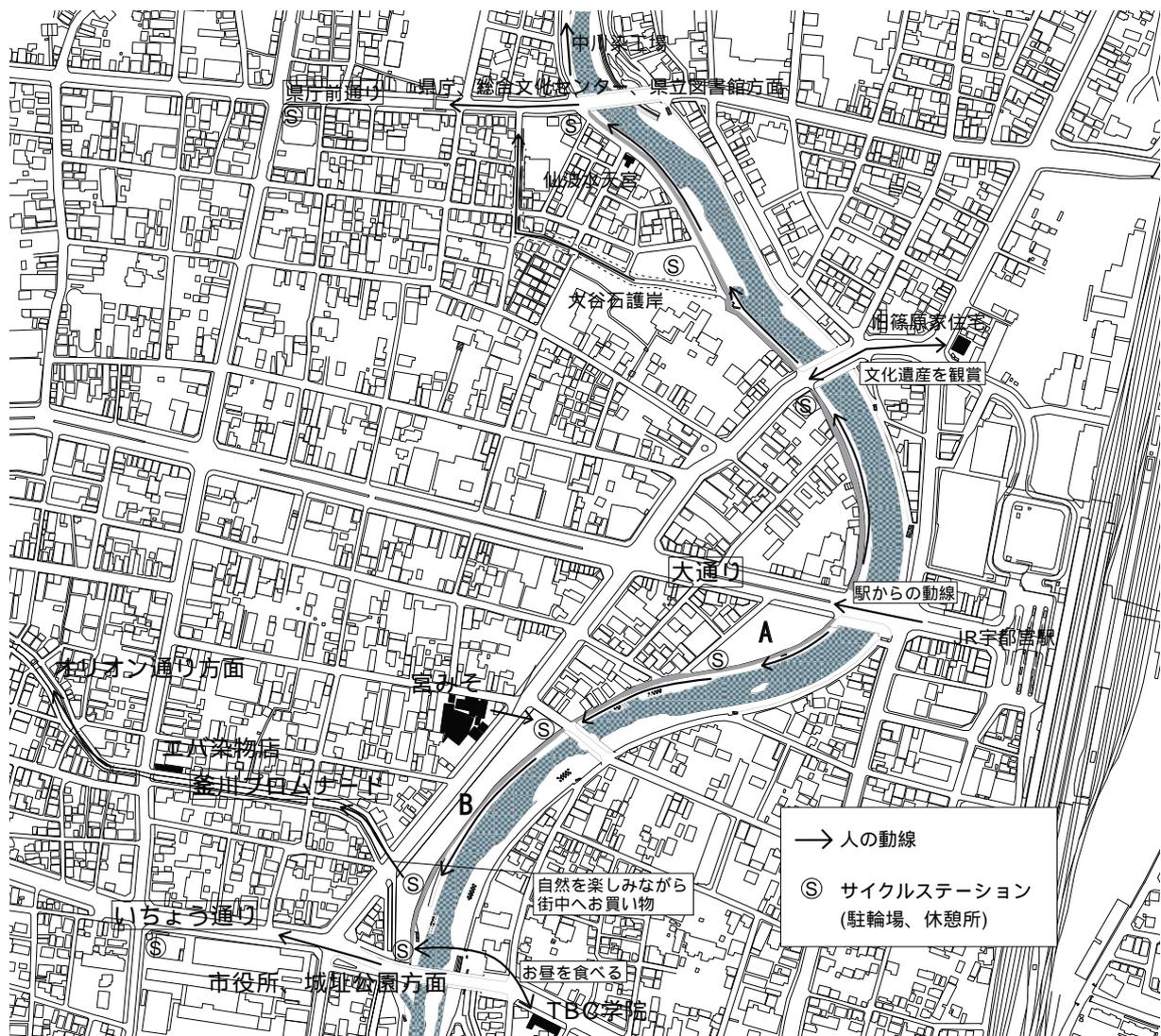


図9 田川沿いの動線計画

4-2. エリア計画

◆産業・発信交流エリア (街区A)

駅前空間であり様々な人の利用が想定されるため、見本市などが開かれる展示場やアンテナショップなどを設けることで、宇都宮の産業を発信する拠点とする。また、例えばふくべ灯籠流しで使う筏を市民が集まって制作できるような工作室などを設けることで様々な人々が集い交流できるエリアとする。そのため川沿いを都市のオープンスペースとして積極的に活用する。

◆産業・生産居住エリア (街区B)

街区B周辺は宮染めをはじめ、宮みそ、ふくべ細工など地域産業を営むお店が多く存在している。また少子高齢化やコンパクトシティの構想が高まる中で市街地居住の需要も高まっている。そこで、この場所を職住が一体となったものづくりを継承できるようなエリアとする。また川沿いの道からは工房を見学でき、地域産業に対する理解を深められるようにする。

4-3. タガワプロムナード

田川沿いの魅力的な場所をつなぐように遊歩道（タガワプロムナード）を設けることで、人々が街を楽しみながら、宇都宮の文化に触れながら散策できる。そうすることで街に回遊性が生まれ魅力的な都市空間が創出される。

■サイクルステーション

公共交通や自転車など車に依存しなく環境負荷の小さい移動手段が重要になってきている。そこで田川プロムナード沿いに自転車の貸し出し・駐輪と休憩所の機能を併せ持った施設を点在させ、自転車を使いながら街を気軽に散策できるようにする。実際に駅前には「宮サイクルステーション」という施設があり、レンタサイクルや修理などができるようになっている。(図 10)また宇都宮市はクリテリウムなどが行われるほど自転車が盛んであり、新たな街の資源としても自転車を活用する。(図 11)



図 10 駅前にある宮サイクルステーション



図 11 大通りで行われるクリテリウム

■河川敷地占有許可基準の緩和の利用

河川敷地占有許可基準の緩和とは「地方公共団体が地域の合意を図った上で、区域、占用方針、占用主体を予め河川管理者が指定すれば民間事業者による河川敷地の占有が可能となる」というもので、民間事業者が公園、広場、イベント施設、オープンカフェ、日よけ、看板などが設置することができるという制度。(図 12、図 13)

この制度を利用し人々の川沿いでのアクティブを誘発する。

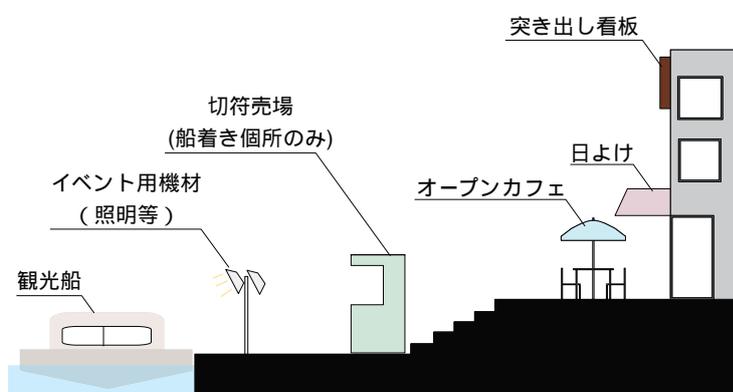


図 12 河川敷地占有許可基準の緩和の模式図

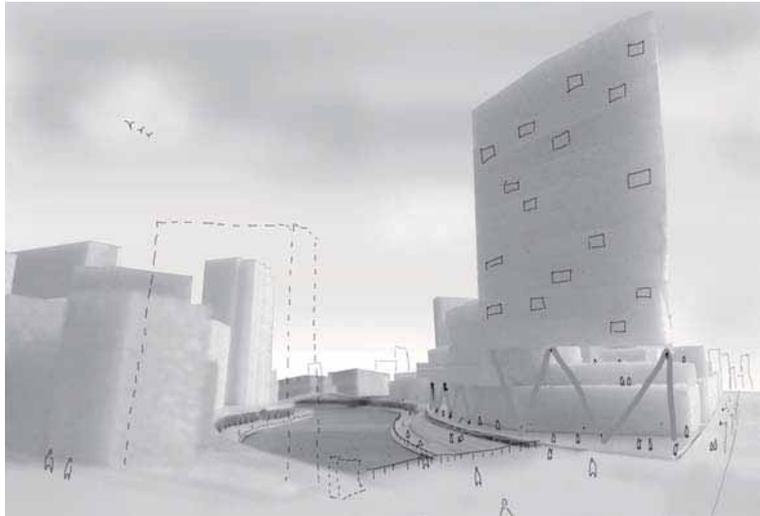


図 13 京橋川オープンカフェ

5 タガワ・リバーサイド・アーキテクチャーの空間構成

■街区 A(産業・発信交流エリア)

周辺と連続する低層部と土地の高度利用を図る高層部から成り立つ。宮の橋から連続する橋詰広場を建物低層部に立体的に配置することで、駅前空間に様々な人の居場所をつくと共に、交流の基点としても機能する。川沿いはカフェのテラス席やホールのホワイエとしても利用される。



街区 A

敷地面積：4200 m²

用途地域：商業地域

規模：容積率 600%
(法定 600%)

建物用途：

1～4階 展示場、会議室、
工作室、

アンテナショップ等

5～15階 オフィス

図 14 宮の橋からみる

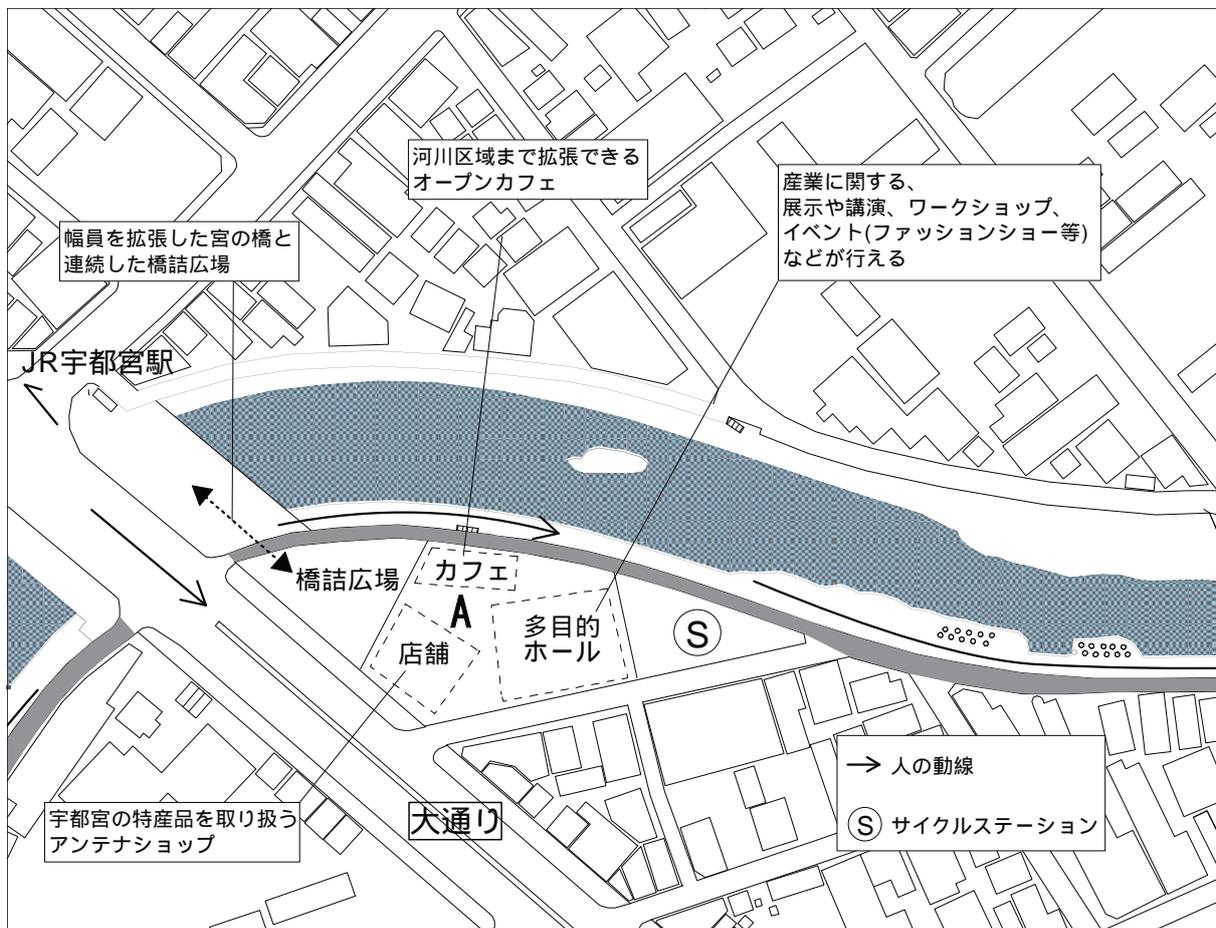


図 15 全体計画

■街区 B(産業・生産居住エリア)

ここでは宮染めの工房だけでなく、服飾の工房やアーティストための工房兼ギャラリーを設けることで、宮染めの可能性を広げ、街区 B でつくられたものは街区 A で展示、販売される。居住空間には川に開かれた共用部が数カ所設けられており、住民間の交流を図るとともに、居住環境の向上に寄与している。2 面接道の特徴を利用し、住戸のエントランスは道側、工房へのエントランスは川側に設けられている。



図 16 洗橋からみる

街区 B

敷地面積：6450 m²

用途地域：商業地域

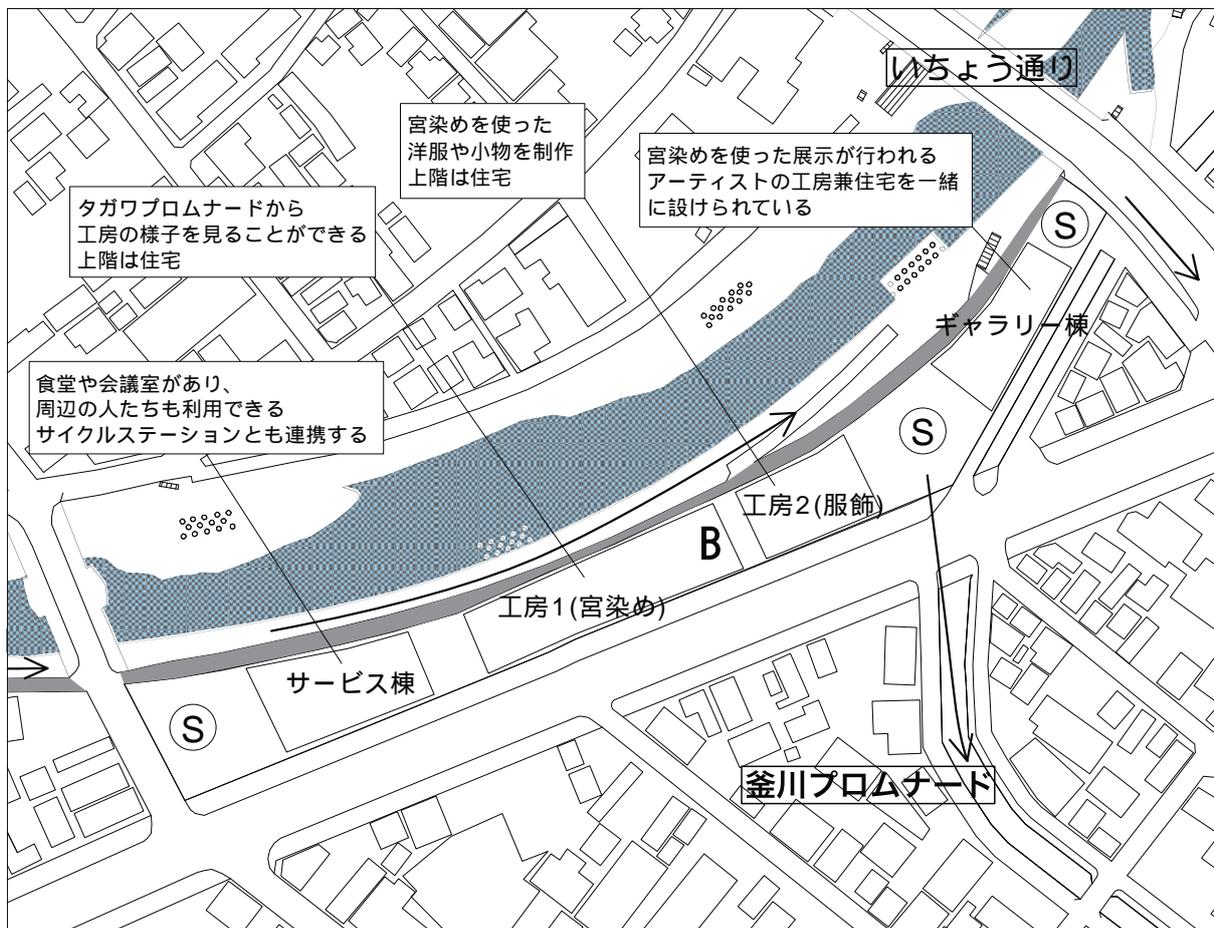
規模：容積率 200%
(法定 400%)

建物用途：

サービス棟 エントランス、
会議室、食堂等

工房棟 工房、住宅

ギャラリー棟 ギャラリー、
住宅、専用工房



6 まとめ

本計画では、JR 宇都宮駅の傍を流れる田川沿いを宇都宮の都市構造の中の新たな河川軸として位置づけ、宇都宮の都市構造の中の 2 つのコアを結ぶようなタガワプロムナード整備する。さらに、駅前空間の再整備と地域産業の継承を目的として田川沿いの 2 つの街区を対象に建物を計画することで、人々は様々な場所を楽しみながら街を歩くことができ、街全体に回遊性が生まれ、宇都宮の市街地が活性化される。